

**コーポレートガバナンス**  
CORPORATE GOVERNANCE

Oi Electric Co.,Ltd

最終更新日:2016年7月6日

**大井電気株式会社**

取締役社長 石田 甲

問合せ先:045-433-1361

証券コード:6822

<http://www.oi.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

### I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1. 基本的な考え方

当社グループは、継続的な成長を図り、投資家の皆様を始めとするステークホルダーの信頼を高めるためには、事業環境の変化に迅速かつ的確に対応できる執行体制の確立と透明性の高い経営が必要であると認識しており、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めてまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

#### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱電機株式会社	4,672,000	31.78
石田 哲爾	562,000	3.82
大井電気従業員持株会	532,000	3.61
石田 甲	404,000	2.74
三菱UFJ信託銀行株式会社	300,000	2.04
株式会社SBI証券	264,000	1.79
久保 修三	242,000	1.64
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	232,000	1.57
岩渕 道明	193,000	1.31
松岡 国夫	186,233	1.26

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

#### 補足説明

#### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange; color: black;">更新</span>	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: orange; color: black;">更新</span>	1名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
長谷川 博和	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人的業務執行者)

h 上場会社の取引先(d,e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷川 博和	○	—	長谷川博和氏は、大学院経営研究科の教授としての企業経営に関する豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で当社の企業活動に助言頂くため、社外取締役に選任しております。 また長谷川博和氏は、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反を生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

#### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役と会計監査人並びに監査室は、定期的に相互の情報交換、意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。
2. 監査役と内部監査を実施する監査室は、監査方針及び監査計画についての意見や、内部監査結果の共有などの情報交換を通じて相互の連携を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数  
1名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
佐藤 徹	他の会社の出身者									△	△		
若林 茂雄	他の会社の出身者								○				

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 徹	○	佐藤徹氏は、平成21年6月まで取引銀行である三菱UFJ信託銀行株式会社に勤務しておりました。同行は、当社株式の議決権の2.04%を保有しており、当社との間で証券代理業務等の取引がありますが、現在同行からの借入れはありません。上記取引の状況から一般株主との間に利益相反を生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。	佐藤徹氏は、平成21年6月まで取引銀行である三菱UFJ信託銀行株式会社に勤務しておりました。同行は、当社株式の議決権の2.04%を保有しており、当社との間で証券代理業務等の取引がありますが、現在同行からの借入れはありません。上記取引の状況から一般株主との間に利益相反を生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
若林 茂雄		――	若林茂雄氏は、弁護士としての専門知識と他の企業での取締役および監査役として培ってきた豊富な経験・見識を当社の監査に反映して頂くため、社外監査役に選任しております。

#### 【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

2名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

職位職責、業績等を総合的に勘案して決定しているため。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

取締役7名51,098千円(うち基本報酬32,610千円、賞与7,626千円、退職慰労金10,862千円)  
なお、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役の報酬については、株主総会で決議した報酬限度枠(年額1億2千万円)の範囲内で、当該取締役の職位職責、業績等を総合的に勘案して決定しております。
2. 退職慰労金については、退任の都度、内規に従い、株主総会の承認を得て決定しております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対して、取締役会事務局(総務部)が関連資料、議事録等の情報提供を行っております。  
 また、社外監査役については、内部監査を実施する監査室が情報交換を行うなどの監査業務のサポートを行っております。  
 なお、会社の経営状況については、会議等を通じて情報伝達を行っております。

#### 2. 業務執行・監査・監督・指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新]

##### 1. 業務執行・監査・監督

- (1)当社の取締役会は、7名の取締役(うち1名は社外取締役)で構成されております。
  - (2)取締役会は、月1回の定期開催のほか必要に応じて臨時に開催し、重要事項の意思決定並びに業務の執行状況の監督を行っております。
  - (3)取締役は、事業環境の変化に対応して迅速かつ的確な業務執行を行うため、任期を1年としております。
  - (4)代表取締役が適正かつ効率的な業務執行を行うため、取締役、本部長、関連部長をメンバーとする常務会を月1回開催し、重要事項の審議並びに決定事項の進捗フォロー等を行っております。
  - (5)監査役会は、3名の監査役(うち2名は社外監査役)で構成され、月1回の定期開催のほか必要に応じて臨時に開催しております。
- 監査役監査は、取締役会、常務会等の重要な会議の出席や業務・財産状況の調査などを通じて、取締役の職務執行の監査を行っております。

##### 2. 会計監査

当社の会計監査人は、新日本有限責任監査法人です。  
 当社は、会計監査人が会計監査の過程で提起した管理上の問題点等に対して適切に対応することにより、業務の適正かつ効果的な改善を行っております。

##### 3. 役員の選任

- (1)取締役の選任については、取締役会の決議を経た上で株主総会にて決定しております。
- (2)監査役の選任については、監査役会の同意を得た上で株主総会にて決定しております。

##### 4. その他

当社は、法律事務所と顧問契約を締結し、必要に応じて法律的なアドバイスを受けております。

#### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役による監査機能の実効性を高める一方、会社業務に精通した社内取締役で構成される取締役会による経営が当社の業態や事業規模に適していると判断し、監査役設置会社の形態によるコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。  
 また、経営の透明性についても社外取締役1名及び社外監査役2名を選任しており、経営の監視面では充分に機能する体制が整っていると判断しております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知については、法定期限の一日前に発送。
その他	株主総会招集通知は、証券取引所ホームページに掲載する他、当社ホームページ、投資家情報欄に掲載し、投資家の皆様が閲覧しやすいようにしております。

#### 2. IRに関する活動状況

補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、業績修正、その他プレス資料を当社ホームページ、投資家情報欄に掲載。
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員:取締役経営管理本部長、担当部署:経営管理本部

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施
環境保全を定め、環境保全活動を実施。水沢製作所においてISO14001を取得し、実施内容について当社ホームページに掲載。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定
適時開示方針に基づき取り組んでいる(その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項参照)。また、決算発表前1ヶ月間をIR自粛期間としている。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役は、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動し、公正且つ適切な経営の実現のため、当社の経営理念、行動規範、法令遵守に関する規程等に従い、企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行う。
- (2)取締役は、取締役会規則等に定められた付議事項や報告事項等に関し、取締役社長及び他の取締役の職務執行が適正に行われるよう相互に監督するものとし、その職務執行状況について、監査役会の定められる監督基準及び監査計画に基づく監査役の監査を受ける。
- (3)取締役社長は、経営理念、行動規範、法令遵守に関する規程等に定めるコンプライアンスの重要性を繰り返し使用人に伝えるとともに、業務執行を担当する取締役に、使用人等に対するコンプライアンス教育・啓発活動を行わせ、各種相談窓口等その他実践的運用の充実を図る。また市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体と一切の関係を遮断し、毅然とした態度で対応する。
- (4)取締役会は、業務執行部門から独立させた監査室による、各部門の業務執行状況の内部監査を定期的かつ必要に応じ実施させ、その結果について取締役社長を通すなどの方法により報告させる。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務に係る情報は、社内規程に基づき、その重要性に応じて適正かつ確実な保存及び管理を行う。

- (1)取締役は、その職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)その他の重要な情報を、文書管理規程等に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存・管理し、閲覧可能な状態を維持する。

ア 株主総会議事録と関連資料

イ 取締役会議事録と関連資料

ウ 常務会議事録と関連資料

エ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書等

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)取締役会は、事業に關連する内外のさまざまなりスクに関する規程を定め、リスク管理体制の実践的運用を実施する。

- (2)取締役会は、リスク種別毎の責任部署を定め、全体のリスクを総括的に管理し、リスク管理体制を明確にする。

- (3)取締役会は、監査室により各部門毎のリスク管理状況の監査を定期的かつ必要に応じ実施させ、その結果について取締役社長を通すなどの方法により報告させる。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は、合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等に基づき、取締役社長及び取締役の業務執行を行わせる。また、それらの規程は法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は見直す。

- (2)取締役会は合理的な経営方針を策定し、全社的な重要事項について検討する常務会等の有効活用や各部門間の連携確保のための制度の整備・運用、また取締役に対する必要かつ効果的な研修の実施等を行う。

#### 5. 当社及びそのグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)子会社の主体的な経営意思を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき重要事項等についての報告を受けることや子会社へ取締役または監査役を派遣することにより、子会社の取締役の職務執行を監督する。

- (2)連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう、監査室と監査役、子会社の監査役及び会計監査人との緊密な連携等の充実を図る。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人(以下、「補助使用人」とする)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を置くこととし、補助使用人の任命、異動等人事に係る事項の決定には監査役の事前の同意を得る。

#### 7. 補助使用人の取締役からの独立性と指示の実行性の確保に関する体制

監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けない。

#### 8. 当社及びグループ会社の取締役並びに使用人が、当社の監査役会に報告をするための体制と報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)当社は、コンプライアンス違反行為等の早期発見と是正を図るため、企業倫理ヘルpline窓口を整備し、運用する。

- (2)当社は、監査役または企業倫理ヘルpline窓口に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由に、不利益な取り扱いを行わない。

#### 9. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1)当社は、監査役の職務執行上必要な費用を確保するため、毎年度ごとに一定額の予算を設ける。

- (2)当社は、監査役が職務執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

#### 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役及び使用人は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を見出したときは当該事実に関する事項を速やかに報告する。

- (2)取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。

- (3)監査役は、監査室の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正を求めることができるものとし、内部監査の結果について適宜報告を受け、必要があると認められるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定を求めてことできる。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断する旨を大井電気行動規範に定めております。

また、反社会的勢力の対応部署は、情報を一元管理し、警察及び神奈川県企業防衛対策協議会や弁護士等と連携する体制をとっており、社内への啓蒙を行うほか、反社会的勢力排除の姿勢を明確にすべく、取引先と締結する契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおります。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新

あり

該当項目に関する補足説明 更新

#### 1. 株式会社の支配に関する基本方針についての内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などをを行う必要があると考えています。

#### 2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成28年6月28日開催の第92期定時株主総会において、株主の皆様に承認いただき「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」以下、「本プラン」）を導入いたしました。

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者（以下、「買付者等」）が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資しない買付者等に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。

本プランで定める買付ルール（以下、「本ルール」）は以下のとおりであります。

（1）当社取締役会は、買付者等に対して、大規模買付け等の実行に先立ち、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。

（2）当社取締役会は、買付者等に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報等の情報を提供を求めます。

（3）当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間を設定し、速やかに開示いたします。

（4）独立委員会は、取締役会評価期間内に、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行ふものとします。

（5）当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに新株予約権発行等の対抗措置の発動又は不発動の決議を行ふものとします。

#### 3. 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、本ルールの設計にあたり、以下の原則を充足することを確認することにより、本ルールが前期基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的に資するものであると考えております。

##### （1）企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、当社株式等に対する大規模買付け等がなされる際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

##### （2）事前開示・株主意思の原則

本プランは、平成28年6月28日開催の第92期定時株主総会において株主の承認を得たうえで導入しております。今後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

##### （3）必要性・相性性確保の原則

###### ア. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

###### イ. 合理的な客観的発動要件の設定

当社は、本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

###### ウ. デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### （適時開示体制の概要）

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

#### 1. 会社情報の適時開示に係る基本姿勢

当社は、重要な会社情報の適時適切な開示が、ステークホルダーの皆様の当社グループに対する理解促進、その他適正な評価を得るために重要な役割を果しているものと認識しております。

そのために、当社は、金融商品取引法並びに証券取引所の定める適時開示等の規則に基づき、内部者取引に関する規程を制定し、内部情報の取扱い・管理の徹底を図るとともに、開示事項に該当する重要な会社情報の公正かつ適時適切な開示に努めております。

#### 2. 適時開示に係る社内体制の状況

##### （1）会社情報の報告、収集

当社及び子会社において開示事項に該当する会社情報の共有化・明確化のため、経営管理本部総務部（以下、総務部という）を情報開示の窓口とし、管理統轄を情報取扱責任者に選任しております。なお、重要な会社情報は、以下のとおり報告されます。

ア 決算・業績予想、決定事実に関する情報は、取締役会付議事項として、情報決定部門（主管部門）経由で総務部、情報取扱責任者に報告されます。

イ 発生事実に関する情報は、情報発生部門から速やかに総務部、情報取扱責任者に集約され、取締役会長に報告されます。

##### （2）適時開示の判定

収集した会社情報は、総務部が関連部門と協議の上、法令、広報上の観点から、適時開示の要否を判定し、判定結果については、情報取扱責任者に報告し、その決裁を受けます。

##### （3）外部公表

ア 適時開示が必要な場合は、取締役会において開示内容を確認・決議します。

イ 取締役会決議後速やかに適時開示を行います。

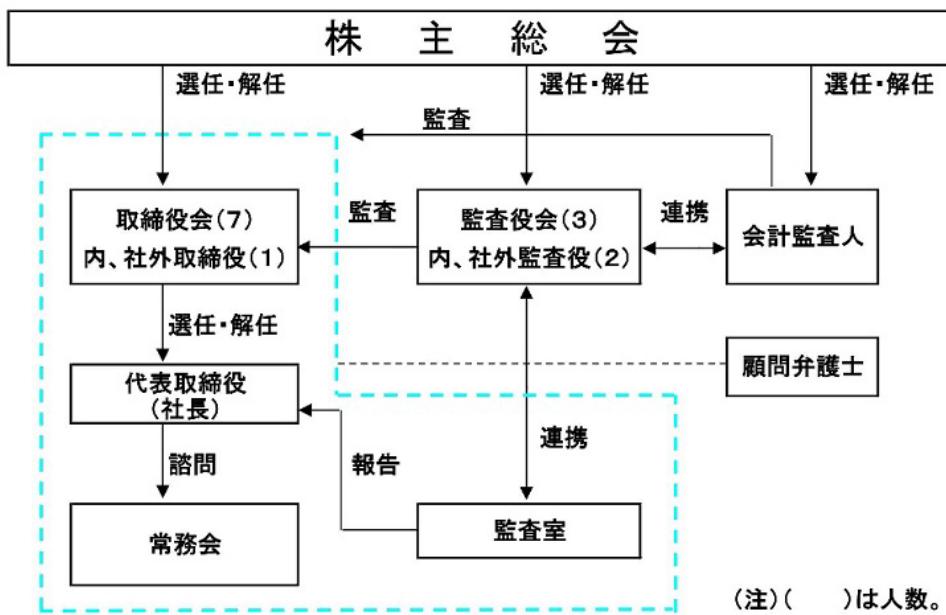
ウ 発生事実に関する情報で緊急を要する場合は、情報取扱責任者の判断で速やかに適時開示を行い、後日、取締役会に報告します。

#### 3. 適時開示に係る社内体制における適正性の確保

適時開示の要否や開示情報の適正性については、関連部門と協議するほか、必要に応じて会計監査人や顧問弁護士のアドバイスを得て判定することとしております。

また、適時開示を行う場合は、予め取締役会等において、監査役に開示内容について確認をることとしております。

内部情報の取扱い・管理については、内部者取引に関する規程の周知徹底を図るとともに、全従業員向けにeラーニングを実施しております。



(注)( )は人数。